

# 弁護士法

## 第I 編 総則

### 第1条 目的

本法律は、弁護士の活動と組織に係る原則、規則と措置を規定するものであり、その目的は、正当、公正、効果的であり、依頼者の公正な権利と利益を守り、事件解決のために証拠を提供し、司法手続をより堅固にし、人民の公正な権利の侵害を阻止し、司法手続にアクセスする条件を整え、国内外の人民と投資家に信頼を与え、経済社会開発に参加し、社会を平穏、規律正しくそして正義あるものにするためである。

### 第2条 弁護士

弁護士とは、個人、法人ないし組織と社会に対し、本法に規定されているように依頼人の正当な権利と利益を保護すると同時に依頼人の正義を保証するために、国家から職業として自由に活動することを許可され、法律面でのサービスを与える個人のことをいう。

### 第3条 用語説明

本法の中で使われている用語は、以下のように意味を持つ。

1. 弁護士会とは、弁護士の職業社会組織であり、本法に定められるように組織的にまた経営的に独立性を有する。
2. 弁護士倫理規定とは、弁護士の行為と職業活動の原則にかかる弁護士会内部の規則をいう。
3. 依頼人とは、弁護士と、法律面でのサービス契約を結んだ個人、法人ないし組織のことである。
4. 法律面サービス契約とは、依頼人と弁護士との間で法律面のサービスを提供するための、文書形式の合意のことである。
5. 法律面サービスの提供とは、法律面の相談業務と、訴訟手続の依頼人の代理業務における弁護人の活動のことである。
6. 訴訟手続における依頼人の代理活動とは、事件を争う中で代理人となること、また弁護をすることである。  
懲戒委員会とは、弁護士会の内部規則に違反する弁護士を懲戒することを検討し提案する委員会である。
7. 法律面無償支援とは、貧困ないし機会に欠ける依頼人に対

し、無償で法律面のサービスを提供することである。

8. 検察官とは、追跡検査、捜査、法廷への参加をするために人民検察院の長官より任命と委任を受けた職員である。
9. 法律企業体とは、個人ないし法人による法律面の事業を行う組織である。

### 第4条 弁護士に関わる国家の方針

国は、社会に対し広く法律面のサービスが提供されるように、その数また質において弁護士と法律企業体の設立を推進し後援する。

国は弁護士に対し、その法律面サービスの提供と、依頼人の正当な権利と利益保護を保証するため、弁護士が法律規則に定められている責務、権利と役割に従って活動することが可能となるよう法律規則を作り、会議セミナー、研修会、専門分野のレベル向上によって自己研鑽することを、後援また便宜供与する。

### 第5条 弁護士の業務活動の原則

自分の業務活動において、弁護士は以下の基本原則を遵守しなければならない

1. 憲法、法律、規則、そして弁護士倫理規定を尊重し、実行すること
2. 高い責任感を持ち、公平に依頼人に法律面のサービスを提供すること
3. 依頼人への法律面サービスの提供は、独立性をもつこと
4. 依頼人の秘密厳守
5. 依頼人への法律サービス提供において、自身の正当でない行為に関して、法律の前に責任をもつこと

### 第6条 弁護士の保護

依頼人への法律サービス提供において、弁護士は法律規則によって、生命・健康・自由・名声・自身ないし家族の財産への復讐、脅迫から保護される。

### 第7条 法律適用の範囲

本法律は、ラオス人民民主共和国の国土内において、弁護士、弁護士会、法律企業体、法律面のサービスの提供と利用に関わ

## 弁護士法

る個人、法人また組織に対して適用される。

### 第8条 国際協力

国は、弁護士業務に係る、経験交流、知識の増進またレベル向上、弁護士の能力強化、支援またそれ以外の問題、ラオスが加盟している弁護士に関わる条約ないし国際協定にしたがって、外国、地域また国際社会との交流また協力を推進する。

## 第II編 弁護士

### 第9条 弁護士の要件

弁護士になろうとする者は、以下の要件をすべて満たすことが必要である。

1. ラオス国籍を持ち、また年齢が20歳以上であること
2. 良き態度、潔白な精神、また民族、新体制そして人民の公正な権利と利益への誠実、倫理心をもつこと
3. 法学士以上の学歴をもつこと
4. 弁護士としての職業研修を受講していること
5. 弁護士職業実習を経ていること、または法律関連の一定の業務経験をもつこと
6. 弁護士試験に合格していること
7. 外国語を話すことができること
8. 公職を懲戒免職になっていないこと。または故意の犯罪により自由剥奪刑の判決を受けていないこと
9. 現職の公務員、軍人または警察官でないこと
10. 健康であること

過去に国民議会議員であった者も弁護士となることができるが、本法14条に定められた弁護士職業実習を経ていることが必要である。

### 第10条 長期在留外国人と外国人が弁護士になるための要件

長期在留外国人と外国人であって、ラオス人民民主共和国で弁護士になる意思を持つ者は、本法9条の2項から9項に定められている要件以外に、以下の追加要件を満たすことが必要である。

1. ラオス人民民主共和国で就業許可を得ていること、又は、定住所をもつこと。
2. ラオス言語と文化を良く知ること、そしてラオスの法学士以上を持つこと。

### 第11条 弁護士職業研修

弁護士になろうとする者は、司法省が定めたカリキュラムに則り、弁護士職業研修を正しくまたすべて履修しなければならない。

弁護士職業研修を履修終了した者は、司法省大臣から証明書を受取る。

### 第12条 弁護士職業研修の免除

弁護士職業研修の免除をされる者は以下の通り。

1. 過去に10年以上裁判官、検察官であった経験をもつ者
2. 法律学の教授、助教授
3. 法律学の学位で、少なくとも学士をもっており、また法律司法分野で10年以上の実務経験を持つ者。
4. 最低10年の法律学の指導経験のある教師

### 第13条 弁護士職業実習

弁護士職業研修の履修証明証を受けた者は、最低1年間の弁護士職業実習を経験することが必要である。弁護士会が弁護士職業実習の終了証明証を発行する。

弁護士職業実習の詳細は、弁護士会の発行する内部規定に定める。

### 第14条 弁護士職業実習の免除ないし減免

1. 弁護士職業実習の免除を受ける者は、本法の12条1、2と3項に記載された者である。
2. 減免を受ける者は、本法の12条4項に記載された者で、弁護士職業実習を1年間から6ヶ月に減免される。

### 第15条 弁護士試験

弁護士になろうとする者は、本法12条に定める者を除き、すべて試験を受験すること。

弁護士試験の詳細は、別に来ていた規則に定める。

### 第16条 弁護士の任命

弁護士になろうとする者は、ラオス弁護士会による推薦から30日間以内に司法省大臣より任命をうけなければならない。弁護士として任命を受けた後、弁護士会の規則に従い、弁護士会に登録をし、弁護士登録カードを受取り、同時に会員として会費を支払う。

### 第17条 弁護士の資格の終了

以下の何か一つの場合に当てはまる時、弁護士としての資格が終了する。

1. 死亡
2. 弁護士をやめた時
3. 弁護士会の規則、法律に違反したために、弁護士カードを返還した時

## 第III編 弁護士職業活動

### 第1部 法律面のサービス

### 第18条 法律サービスを提供する条件

弁護士が、法律サービスを提供するためには、以下の条件を満たす必要がある

- 1 地区、県、首都の弁護士会に所属していること
- 2 個人経営又は共同経営の弁護士法人を設立すること
- 3 何らかの法的企業に所属していること

### 第19条 刑事訴訟への参加

弁護士は、自身が依頼人ないし関係者の家族ないし所属組織からの、委任を受けた或は文書での要請の日から、刑事訴訟手続に参加することができる。

刑事訴訟手続参加の任命は、弁護士の所属する地区、県、首都の弁護士会が保証する。

### 第20条 刑事訴訟手続での弁護士の権利と役割

刑事訴訟手続において、弁護士は以下の通りの権利と役割を有する。

1. 拘束、逮捕また勾留されたのち、その者の要請によって、訴訟当事者になる者、ないし当事者に接見すること。
2. 当事者の被疑内容を知ること。また当事者の証言聴取に参加して聴くこと。
3. 事件ファイルの中の書類を見る、複写をとる、書類の内容を書き写すこと。
4. 証拠と証人を提出すること。
5. 裁判官、検察官、捜査官、専門家または通訳者の忌避請求すること。
6. 法廷での審理手続の際に、意見をのべること、それ以外の参加者に質問すること。
7. 関係する官吏の正当でない、ないし適切でない行為に異議申立てをする、ないし請願をする。
8. 捜査機関、検察官の指示を、または人民裁判所の指示、命令、判決および審決を上告、取消請求すること。
9. 法律の規定にしたがって、依頼人の保釈、仮釈放を申請する。
10. 仮釈放された自身の依頼人の人民裁判所ないし人民検察院への出頭に同行協力すること。
11. 法律が死刑を規定している犯罪、法律が定めているそれ以外の罪にあたるときに、弁護士として任命を受けること。
12. 自身の事件当事者の訴訟手続へ参加する召喚状を受取ること。
13. 刑事手続に参加する場合、所属する地区、県、首都の弁護士会に報告すること
14. 法律に定められたこれ以外の権利と役割を執行すること。

### 第21条 民事訴訟への参加

弁護士は、民事訴訟のすべての手続段階に、当事者の代理人と

しての地位をもって、参加することができる。もし、裁判所が、弁護士の対面（立会）で民事訴訟の判決、審決を下したときは、この判決、審決は訴訟当事者の対面で行ったものとして扱う。

### 第22条 民事訴訟手続における弁護士の権利と役割

民事訴訟手続において、弁護士は以下の通りの権利と役割を有する。

1. 訴状ないし請求状の提出
2. 自身の訴訟当事者に調停和解を勧めること、また裁判所による事件当事者の調停手続を申請すること。
3. 事件ファイルの中の書類を見る、複写をとる、あるいは書類の内容を書き写すこと。
4. 証拠と証人を探し、申請すること。
5. 法廷での審理手続に参加し、意見をのべること、それ以外の参加者に質問すること。
6. 裁判官、検察官、捜査官、専門家または通訳者の忌避請求すること。
7. 関係する官吏の正当でない、ないし適切でない行為に異議申立てをする、ないし請願をする。
8. 人民裁判所の指示、命令、判決ないし審決を、また判決執行機関の指示を上告ないし取消請求すること。
9. 民事手続に参加する場合、所属する地区、県、首都の弁護士会に報告すること
10. 法律に定められたこれ以外の権利と役割を執行すること。

### 第23条 法律面の相談業務

法律面の相談業務とは、当事者に対し、法律面での意見、助言、説明を口頭ないし文書で与えること、また契約書、遺言書やその他の書類の草案作成において当事者を支援することである。

### 第24条 法律面サービス料

法律面サービス料とは、依頼人と弁護士の間の契約の合意に基づいて、依頼人が法律上のアドバイスまたは弁護業務に対して弁護士に支払う料金のことである。

### 第25条 裁判所が任命した弁護士への支払

法律で死刑を定められている犯罪を犯した犯罪人と、法律に規定されているそれ以外の者に法律面のサービスを提供するため、裁判所が任命した弁護士への様々な支払、交通費、食費、宿泊費等は、司法省が別に定める規定にしたがって執行する。弁護士費用は、法律や財政に関する規則で定められた公務員に対する費用と同様とする。

## 弁護士法

### 第26条 法律無料支援

法律無料支援は、弁護士会や弁護士による法的支援を必要とする貧困者や恵まれない人々に対して、法の前の平等と司法への公平なアクセスする権利をラオス市民に保証するための法的支援を指す。

## 第2部 弁護士活動規則

### 第27条 依頼人の秘密厳守

弁護士また法律企業体は、依頼人が自身に伝達した情報を秘密として厳守しなくてはならない。同時に依頼人ないし依頼人になろうとしている者に対し弁護士が伝達した情報についても同様に秘密厳守をしなければならない。

個人または組織は、上記1段落に述べた秘密厳守を尊重しなければならず、また弁護士と法律企業体を強制して秘密を公表させるいかなる権利も持たない。ただし、依頼人からの許可を得た場合はこの限りでない。

### 第28条 弁護士倫理規定の尊重

全ての弁護士は法律面サービス業務活動において、また社会の中での生活においても、弁護士倫理規定を厳密に尊重し、また執行しなければならない。

### 第29条 弁護士の独立性

弁護士は、依頼人への法律サービスの提供において、法律規則と弁護士倫理規則の上に、いかなる組織、依頼人また他の個人からの干渉、妨害を受けることなく、独立性を有する。

## 第IV編 弁護士会

### 第30条 弁護士会

弁護士会とは、ラオス人民民主共和国における弁護士の職業社会組織であり、弁護士業務の推進、良い連帯集合と弁護士への敬意と名声を保護するために設立され、社会に対して法律サービスが正当に、広範に、能率的に提供されることを保証し、法統治国家の建設に貢献することに注力する。

弁護士会は、ラオスの法律及び規則の下で、運営及び財務に関して独立して自由に活動する。

### 第31条 弁護士会の組織体制

弁護士会は以下の体制から成る。

1. 弁護士会会員
2. 弁護士会総会
3. 弁護士会経営委員会
4. 弁護士会委員会
5. 弁護士会監査委員会

6. 弁護士会事務局

7. 県及び首都弁護士会事務所

8. 郡、特別区（テーサバーン）特別市（ナコーン）弁護士会ユニット

## 第1部 弁護士会会員

### 第32条 弁護士会会員

弁護士会会員とは、弁護士会に登録したすべての弁護士のことをいう。

20年以上弁護士登録し、賞を受賞した弁護士会会員は、弁護士会規則に従って名誉弁護士となる。

### 第33条 弁護士会会員の権利と役割

弁護士会会員は、以下の通りの権利と役割を有する。

1. 弁護士会総会に参加すること
2. 弁護士会経営委員または監査委員を選出する、また立候補すること
3. 弁護士会の経営委員会また監査委員会の業務活動に関して、意見の表明、質問をすること
4. 弁護士会総会において検討される議題について投票すること
5. 弁護士の職業上の知識と能力向上の機会を得ること
6. 弁護士会又は関係機関が実施する研修に必ず参加すること
7. 市民に対し、法律規則について広報と指導をすること
8. 規則に従い、市民への法律無償支援をすること
9. 弁護士会会員としての会費を支払うこと
10. 法的サービスを提供して得た収入に基づき弁護士会の財政に貢献すること
11. 弁護士会が主催する各種活動に参加すること
12. 社会奉仕活動を行った場合に弁護士会に報告すること
13. 弁護士会内部規則とそれ以外の法律規則に定められている上記以外の権利と役割を執行すること

### 第34条 弁護士会会員資格の終了

本法17条に定められたように弁護士資格を失うときは、同時に弁護士会会員としての資格を喪失する。

## 第2部 弁護士総会

### 第35条 弁護士総会

弁護士総会とは、弁護士活動と組織に関する重要な問題を決定する権利をもった、弁護士の最高機関である。弁護士総会は、会員の弁護士全員ないし弁護士の代理人から成り、年に最低1回開催される。

必要、また緊急の場合は、経営委員会、監査委員会ないし全弁護士会会員の4分の1以上の会員からの提議に従って、臨時総会をいつでも開催することができる。

全弁護士会会員の半数が参加できる場合に総会を開催する。

### 第36条 弁護士総会の権限と役割

弁護士総会は、以下の通りの権限と役割を有する

1. 弁護士会の活動報告、経理報告の検討と承認、また活動計画と予算計画の承認
2. 弁護士会の弁護士職開発計画、内部規則とその他の規定の検討と承認
3. 弁護士会の経営委員会と監査委員会の一人ないし全員の任命また解職
4. 関係部署からの要請に基づく新法と法改正の検討、研究
5. 地区、県及び首都の弁護士会又は著しい成果を挙げた法律企業体の代表からの報告を受けること
6. 弁護士会の経営委員会と監査委員会に日当規定または方針をきめること
7. それ以外の重要な問題につき検討すること

### 第37条 会議決議

弁護士総会の決議は、会議に出席した会員に対し過半数の票が得られたとき、有効となる。

## 第3部 弁護士会経営委員会

### 第38条 弁護士会経営委員会

弁護士会経営委員会は、弁護士総会と次回総会との期間中、弁護士総会の代表であり、代理として役割をもつ組織である。同時に、弁護士会の事務局の業務活動の追跡検査を行う。弁護士会経営委員会は、委員長、副委員長そして一定数の委員から構成される。

弁護士会経営委員会の委員となる要件、組織と業務活動については、弁護士会の内部規則に定める。

弁護士会委員会は、弁護士に関連する事項を検討するために、少なくとも3か月に1回開催する。

### 第39条 弁護士会経営委員会の権限と役割

弁護士会経営委員会は、以下の通りの権限と役割を有する

1. 弁護士総会の準備と召集を指導する
2. 弁護士総会において、弁護士会の業務活動計画と予算についてまとめと提案を行う
3. 弁護士職開発計画、弁護士会内部規則を作り、改正し、弁護士総会に提案する
4. 弁護士の業務活動について、指導、追跡、また検査をおこ

なう。

5. 懲戒委員会を設置する。
6. 弁護士会監査委員会の提案に基づき、弁護士の奨励又は懲戒処分をおこなう
7. 弁護士カードの発行と返還をおこなう
8. 弁護士業務と関係機関との調整と相談をおこなう
9. 弁護士会内部規則にしたがい、会議日当またその他の手当などを受取る
10. 司法省に対し定期的に、弁護士会と弁護士の活動報告をおこなう
11. 弁護士会内部規則とその他の法律規則に定められたように権限と役割を執行する

### 第40条 弁護士会経営委員会委員長と副委員長

弁護士会経営委員会委員長は、弁護士会の総指導者で、検査、振興と日常的な問題解決を

おこなう。

弁護士会経営委員会副委員長は、委員長を補佐し、委員長からの委任にしたがって、決められた何かしらの業務に関する執行と責任を負う。

委員長、副委員長と委員の権限と役割の詳細は、弁護士会内部規則の中に定める。

## 第4部 弁護士会常任委員会

### 第41条 弁護士会常任委員会

弁護士会常任委員会は、弁護士会が決定した計画に従って、日常業務について管理する役割を果たす。

弁護士会委員会は、弁護士会総会によって任命ないし解職される。

弁護士会委員会は、委員長、副委員長及び数名の委員からなる。弁護士会の委員会は、委員長及び副委員長並びにその他の委員で構成し、経営委員会委員長及び副委員長を任命する。

### 第42条 弁護士会常任委員会の権限と役割

弁護士会常任委員会は以下の通りの権限と役割を有する。

1. 個々の弁護士の活動を指導し、監督し、監視する。
2. 弁護士会総会を調整する。
3. 弁護士会の活動及び財政計画の立案、弁護士養成制度、弁護士倫理、弁護士会規則及びその他の内部規約の改定を提案し、弁護士会経営委員会に提案する
4. 弁護士会、郡、県及び首都弁護士事務所の補佐及び事務補佐の任免
5. 弁護士会規則に従って、会議日当とそれ以外の日当等を受

## 弁護士法

取る

6. 関連組織との弁護士業に関する協力及び相談
7. 監査委員会の業務及び弁護士の業務について弁護士会経営委員会に報告する。
8. 弁護士会の内部規則とそれ以外の法律規則に定められているように、権限と役割を執行する

### 第43条 弁護士会会長、副会長及び事務局の権利、役割と組織体制

弁護士会会長、副会長及び弁護士会事務局の権利、役割と組織体制は弁護士会の内部規則の中に定める。

## 第5部 弁護士会監査委員会

### 第44条 弁護士会監査委員会

監査委員会は、経営委員会、常任委員会、弁護士会及び弁護士の活動を監視監督する任務を負う。

監査委員会は、委員長、副委員長、その他の委員で構成される。監査委員の任期は5年とし、弁護士会総会により任免を行う。

監査委員会は、監査結果及び委員会活動を協議するために3か月に1回会合を開かなければならない。

監査委員は、弁護士会監理委員との兼任はできない。

### 第45条 弁護士会監査委員会の権利と義務

監査委員会には以下の権利と義務がある。

- 1 活動計画を立てる。
- 2 弁護士会経営委員会、常任委員会、弁護士会、郡、県及び首都弁護士会事務所の活動、財政状況を監督監視する。
- 3 経営委員会に対し、問題事項の決定、弁護士会及び弁護士に対する支援及び処罰を求める。
- 4 弁護士会に対する弁護士の活動に関する請願又は勧告を受けつけ、これらを調査した上で、管理委員会に調査結果を報告する。
- 5 弁護士会内部規則にしたがい、会議日当またその他の手当などを受取る。
- 6 監査結果を弁護士会総会に報告し、問題事項の改善及び解決を提案する。
- 7 その他の法令に基づく権利と義務を履行する。

### 第46条 監査委員長、副委員長の権利と義務

監査委員長及び副委員長の権利と義務は弁護士会の規則にて定める。

## 第6部 弁護士会事務所

### 第47条 弁護士会事務所

弁護士会事務所は、弁護士会常務委員会を支援する弁護士会の組織の一つである。

弁護士会事務所は、弁護士会と弁護士の国内活動に関する日常業務を管理する。弁護士事務所は署長、副所長、数名の職員で構成される。

所長、副所長及び職員は弁護士会常任委員会に任免される。

### 第48条 弁護士会事務所の権利と義務

弁護士会事務所の権利、役割と組織体制は弁護士会の内部規則の中に定める。

## 第7部 県及び首都弁護士会事務所

### 第49条 県及び首都弁護士事務所

県及び首都弁護士事務所は、県及び首都に設立された弁護士会事務所の組織の一つである。県及び首都の弁護士会活動及び個々の弁護士活動に関する日常業務を管理する。

県及び首都弁護士事務所は所長、副所長、数名の職員で構成される。所長、副所長、職員は弁護士会の常任委員会に任免される。

### 第50条 県及び首都弁護士事務所の権利、役割及び組織

県及び首都弁護士事務所の権利、役割及び組織は、弁護士会規則に定める。

## 第8部 郡、特別区（テーサバーン）、特別市（ナコーン） 弁護士会ユニット

### 第51条 郡、特別区（テーサバーン）、特別市（ナコーン） 弁護士会ユニット

弁護士会ユニットは、条件を満たした郡、特別区（テーサバーン）、特別市（ナコーン）に設立されたラオス弁護士会の組織の一部である。弁護士会ユニットは、管轄内の弁護士の日々の活動を管理する役割を持つ。

弁護士会ユニットは、ユニット長、副長及び数名の職員で構成される。

支部長、副支部長及び職員は、県都弁護士会支部の提案に従って常任委員会が任免する。

### 第52条 弁護士会ユニットの権利、役割および組織

弁護士会ユニットの権利、役割及び組織は、ラオス弁護士会規則によって定める。

## 第V編 法律企業体

## 第1部

### 法律企業体の設立

#### 第53条 法律企業体の設立

個人と法人は法律企業体の設立を申請する権利があるが、（設立申請者は）弁護士であるか、ないしは法律企業体の中に共同出資者ないし出資株所有の弁護士がいることが必要である。申請には、工業商業部門に対し設立申請書を提出し、そして司法省から法律企業体としての活動許可を得なければならない。法律企業体は、個人企業、共同出資企業と有限会社の形態で設立が許可される。

法律企業体の設立は、弁護士又は株主が、企業法や本法にしたがって行う。

#### 第54条 法律企業体の活動許可

法律企業体の活動許可とは、司法省の専門分野の合意であり、設立申請者に企業体の設立

と法律面のサービス提供活動をさせるものである。

司法省は検討のうえで法律規則に定めている要件を充足している場合にのみ、設立申請書を受取った日から、公務日10日間以内に、法律企業体の活動許可を与える。法律企業体の活動許可は、工業商業部門の企業登録許可と共に条件の一つとなる。

設立不許可の場合には、司法省は文書にてその理由と共に、上記2段目に定めている期限内に申請者に通知をしなければならない。

法律企業体のサービス活動は、企業登録がされた日から行うことができ、企業が解散するまで有効である。

#### 第55条 法律企業体の業務遂行

法律企業体は、本法の19,20,21と23条と関係の諸法律に定められているように、自らを代表して法律面サービス活動を行うと同時に、裁判所での弁護をする権限と役割を有する。

#### 第56条 法律企業体の登録抹消

法律企業体登録は、下記にあげた何かしら一つの場合にあたる時、司法省によって、企業所有者の登録が抹消されることがありうる。

1. 法律面のサービス内容が、許可を受けた目的に合致しないとき
2. 企業登録証を売却、譲渡、移転ないし第三者に利用させるとき
3. 本法ないし関係の諸法規則に違反したとき
4. 弁護士登録カードを返却したとき

司法省が企業所有者の登録を抹消した後、企業所有者は商業

工業省に対し法律及び規則に従った検討を求める。

## 第2部 外国人弁護士職業活動

#### 第57条 外国人弁護士

外国人弁護士とは、どこか一つの国の権限を持つ組織から弁護士として職業活動許可を受け、その許可が未だ有効である弁護士のことをいう。

ラオス人民民主共和国において、法律企業体に契約によって長期的に在留して働く外国人弁護士は、先に司法省からの許可を得ることと弁護士会に登録をしていなければならない、

（外国人弁護士は）外国の法律と国際法について助言を与える権利を有するが、ラオスの裁判所での弁護をする権利は有さない。

弁護士会に登録した外国人弁護士は、本法の33条に定める権利と役割を有するが、2項と4項についてこれを除外する。

#### 第58条 外国法律企業体

ラオス人民民主共和国で登録された外国の法律企業体は、外国法と国際法について助言を与える権利を有する。

共同出資したラオス人弁護士かラオス人の所属弁護士を有する外国法律企業体は、そのラオス人弁護士を通じて、ラオスの法律の助言を与え、裁判所での弁護を行う権限を有する。

#### 第59条 外国法律企業体の支部設立

外国法律企業体は、企業法、本法と関係の諸法律に定められている規定に従い、ラオス人

人民民主共和国にその支部を設立する権限を有する。

## 第VI編 司法支援基金

#### 第60条 司法支援基金

法律面支援基金とは、司法省の管理と監査の元に設立された国の基金であり、事件に関わる、ないし法律面の支援を求める貧困な者、機会に恵まれない者、また法律で死刑が規定されている犯罪を犯した疑いのある者、そして法律に定められたその他の者が、法律サービスを受けられるようにするため、法律面の支援を与えることをその目的とする。

#### 第61条 資金源

司法支援基金は以下の資金源から成る。

1. 国家予算
2. 国内外の個人、法人と組織からの募金
3. 社会活動と正当に集められたそれ以外の資金源

#### 第62条 管理と運用

## 弁護士法

司法支援基金は、法律サービスのために利用され、法律に従って、任命された弁護士と関係の職員に、交通費、食費、宿泊費とそれ以外の費用として与えられ、本法51条に定められた個人を支援するものである。

この基金の管理と運用は、基金の規則に別に定める。

### 第VII編 禁止事項

#### 第63条 弁護士または法律企業体の禁止事項

弁護士ないし法律企業体は以下の行為を禁止する。

1. 事実を超えた宣伝をすること
2. 同一事件の原告と被告双方の弁護をすること
3. 自身が過去に裁判官、検察官、または捜査官であった際に担当した事件の弁護をすること
4. 理由なく一方的に法律サービス契約を解除すること
5. 法律サービス契約において不明瞭に料金を定めること
6. 契約に定めた内容以外のサービス料を要求すること
7. 事件に勝訴することを約束した契約を締結すること
8. 依頼人の秘密の公表すること
9. 事件に勝つために、反対側の事件当事者の、弁護する事件とは無関係な悪い情報を収集すること
10. 丁寧ではない言葉を使う、脅し、暴力を使う、他の個人また組織、他の人の弁論内容、ラオスの法律の条文を誹謗中傷すること。
11. 自分の弁護士カードを不正に使う、ないし他人に利用させること
12. 自分の責任の弁護活動から逃れること
13. 弁護士倫理規定と法律規則に違反する行為

#### 第64条 依頼人の禁止事項

依頼人は以下の行為を禁止する

1. 署名した契約にしたがった弁護士ないし法律企業体へのサービス料金を支払うことを拒否すること
2. 弁護士または法律企業体を、強制や唆して、法律規則に違反する何らかの行為をさせること
3. 理由なく一方的に法律サービス契約を解除すること
4. 丁寧ではない言葉を使う、脅し、暴力を使う、弁護士、法律企業体と弁護士会を誹謗中傷すること
5. その他の法律規則に違反する行為

#### 第65条 その他の個人また組織の禁止事項

その他の個人また組織は以下の行為を禁止する

1. 弁護士また法律企業体の業務執行に協力を拒否する、また妨害すること
2. 弁護士また法律企業体の法律サービスを、他の者が利用し

ないように熱心に勧めること

3. 弁護士また法律企業体について正しくない情報を与えること
4. 弁護士と偽称する、また弁護士カードを偽造すること
5. その他の法律規則に違反する行為

### 第VIII編 弁護士活動の管理と監督

#### 第66条 弁護士の活動を管理する組織

政府が、全国統一的中心に弁護士の活動を管理し、他の部局また地方行政組織と協力調整のうえて、司法セクターに中核の役割を与える。

弁護士の活動擁護をする組織は以下の通り

1. 司法省
2. 県都司法局
3. 郡、特別市司法事務所

#### 第67条 司法省の権限と役割

弁護士活動管理において、司法省は以下の通り権限と役割を有する。

1. 弁護士会と協力の上、弁護士に関わる戦略計画、方針、法律規則の草案を検討し、上部機関に提案する。
2. 弁護士に関わる戦略計画、方針の拡大、実施を行う。
3. 弁護士に関わる法律規則の広報、公表を行う。
4. 関係の機関と協力の上、弁護士職の育成と研修カリキュラムを定める。
5. 弁護士の任命
6. 弁護士会の申請に基づき、弁護士の除名を行う
7. ラオス人民民主共和国において外国人弁護士の活動許可ないし許可取下げをおこなう
8. 法律企業体登録の発行又は取消を行い、工業商業省に報告する
9. 弁護士会の提案に基づき、弁護士倫理規定を認可する
10. 弁護士会の提案に基づき、弁護士の制服を許可する
11. 弁護士会と法律企業体の業務を監視、監督する
12. 弁護士と弁護士会間の紛争を追跡、監督し解決する
13. 弁護士業務について、地域、国際機関と協力を行う
14. ラオス政府に対し、弁護士会業務のまとめと報告を行う
15. その他の法律や規則に従った権利と役割を執行する。

#### 第68条 県都司法局の権限と役割

弁護士活動の管理において、県都司法局は、以下の通りの権限と役割を有する

1. 自らの責任に従って弁護士に関わる戦略計画、方針の拡大と執行を行う



## 第IX編 弁護士会の設立日、予算、紋章、印鑑

2. 自らの責任の範囲内で弁護士に関わる法律規則の広報、公表を行う
3. 自らの責任の範囲内で、弁護士会と法律企業体の追跡、監査を行う
4. 委任されたとおり、弁護士業務について、地域と国際機関と協力を行う。
5. 司法省と県都行政組織に対し、弁護士会業務のまとめと報告をおこなう
6. 法律規則に定められたその他の権利と役割を執行する

### 第69条 郡、特別区、特別市司法事務所の権利と役割

弁護士活動の管理において、郡、特別区、特別市司法事務所は、以下の通りの権利と役割を有する

1. 自らの責任に従って弁護士に関わる戦略計画、方針の拡大と執行を行う
2. 自らの責任の範囲内で弁護士に関わる法律規則の広報、公表を行う
3. 自らの責任の範囲内で、弁護士会と法律企業体の追跡、監査を行う
4. 県、首都司法局と郡、特別区、特別市行政組織に対し、弁護士会業務のまとめと報告をおこなう
5. 法律規則に定められたその他の権利と役割を執行する

## 第2部 弁護士活動の検査

### 第70条 弁護士活動の検査に関する組織

弁護士活動を検査する組織は以下から構成される。

- 1 内部の検査を行う組織は、本法66条で規定される弁護士監督組織と同一である。
- 2 外部の検査を行う組織は、国民議会、州議会、ラオス国家開発、政府検査局である。

### 第71条 検査の内容

検査内容は以下のとおりである。

- 1 弁護士業務の管理に関する権利及び義務の実施
- 2 弁護士業務に関する法律と規則の実施
- 3 弁護士会及び弁護士会事務所の組織と活動
- 4 法的サービスの提供及び職業法律家の活動の運営

### 第72条 検査の方法

弁護士の監督には、以下の3つの方法が存在する。

- 1 一般的な検査
- 2 事前通知を行った上での検査
- 3 抜き打ち検査

### 第73条 弁護士会の創設日

弁護士会の創設日については、ラオス人民民主共和国弁護士会の組織と活動にかかる首相令の公布日である1989年3月30日を創設日とみなす。

### 第74条 弁護士会の予算

弁護士会は自らの独立した予算を有し、その財源は以下の通り。

1. 弁護士会の会費と、弁護士会に登録している外国人弁護士の会費
2. 弁護士会会員の資産の一部
3. 弁護士会の主催する研修料、その他サービス料
4. 国家からの支援、また国内外の個人、法人ないし組織からの寄付
5. その他の収入

### 第75条 予算の管理と使用

弁護士会の予算は、以下の通りの業務に使用される

1. 弁護士会の管理運営業務
2. 弁護士会の経営委員会と常任委員会と監査委員会の活動
3. 弁護士総会の開催
4. 弁護士の職業開発業務
5. 弁護士会会員の福利厚生とその他の方針

弁護士会予算の管理と使用については、弁護士会内部規則の中に定める

### 第76条 弁護士会の紋章

弁護士会の紋章は、円形で、真中に天秤の図があり、上部にはサパータナーイクワームと書かれ、下部には英語でLao Bar Association と書かれ、両側には稲穂が書かれている。

### 第77条 弁護士の制服

弁護士の制服は司法省が決定する。

弁護士は、法廷での審理の間、公式の制服を着用しなくてはならない。

### 第78条 弁護士会の印

弁護士会は、自らの業務活動に使うための、公印を有する。

## 第X編 成果のあった者への褒賞と違反者への罰則

### 第79条 成果のあった者への褒賞

弁護士、法律企業体ないし弁護士会で、本法律の執行において

## 弁護士法

著しい成果を挙げた者、例えば法律の尊重意識の構築や法律の遵守に協力した、無償の法律サービスを提供したものは、表彰を受けるか、規定に従いそれ以外の方針を受ける。

### 第80条 違反者への罰則

弁護士と法律企業体、個人、法人また組織のうち、本法律の違反を犯した、例えば国家、社会、個人ないしそれ以外の組織に損害を発生させる違反行為をした者は、注意指導を受ける、弁護士カードの取消し、法律企業体の登録取消、罰金、ないし法律規則に従い、事件の軽重にしたがって訴訟に訴えられる、また自分のおこした損害賠償を行う。

## 第XI編 最終規定

### 第81条 施行

ラオス人民民主共和国の政府がこの法律の施行当事者である。

### 第82条 効力

本法律は、ラオス人民民主共和国の国家主席が国家主席令を発出した日から15日後に発効する。

本法律は2011年12月21日付の国民議会議長No 010/N A法に代わり効力を有する。

この法律に反した法律の規定及び規則は無効とする。

国民議会議長